

会 議 議 事 録

<次第1 開会>

事務局 令和7年度第1回宮城県建築審査会を開会いたします。開会にあたり事務局を代表して課長の高橋より御挨拶申し上げます。

課長 県建築宅地課長の高橋です。本日はお忙しい中、宮城県建築審査会に御出席いただきありがとうございます。

この建築審査会は、建築基準法に基づき、専門的かつ公平な判断を行うために設置された第三者機関です。この審査会では、建築に関する特例的な事項に対する審査や、行政処分に対する不服申し立てについて、公正中立な立場から御審議いただくこととなります。建築基準法の規定は、都市や建物の安全性、快適性を守るために定められていますが、全てのケースを一律に扱うことは難しい場合もございます。そうした場面において、法律の趣旨を踏まえながら、合理的かつ妥当な判断をしていただくことが建築審査会に課せられた大きな役割となっております。

委員の皆様には、それぞれの専門的な御見識を活かして、今後の審査会の運営に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、本日御審議いただく案件について御説明いたします。お手元の次第を御覧ください。

議案として5件あります。第1号議案は、本審査会の会長及び会長代理の選任についてです。第2号議案から第5号議案は、建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内建築の例外許可に対する同意についてです。この4件は内容が重複していますので、まとめて説明させていただきます。

また報告事項として2件ございます。一つ目は令和6年度第1回宮城県建築審査会の議案の処理結果について、二つ目は建築審査会事前同意基準に基づく許可状況についての報告です。それでは、厳正な御審議を賜りますようお願いいたします。

事務局 それでは、会議に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。宮城県建築審査会条例第6条の規定に基づき、会議は公開することとしております。なお、県の情報公開条例第19条ただし書きでは、非開示情報を含む事項について審議する場合等であって、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した際

は、非公開とすることができますが、本日の審議事項は非開示情報が含まれないことから、公開により開催します。

次に、議事録につきましては、発言者を明記の上、作成することとし、議事録署名委員に内容を御確認いただいた後、ホームページで公開いたしますので、あらかじめ御了承をお願いします。

次に、本日の会議の定足数を確認します。本日は委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定に基づき、委員の半数以上が出席しており、定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、委員の改選に伴い、新たな会長が選任されるまでの間、課長の高橋が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

課長 それでは会長に代わりに議事を進行させていただきます。まず今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴希望者はありません。

<議事録署名委員の指名>

課長 それでは議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名を小山委員と佐藤委員をお願いいたします。

<次第2 審議事項>

課長 審議に移りたいと思います。

<第1号議案について>

課長 第1号議案は、宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任についてでございます。議案書の1ページを御覧ください。会長及び会長代理は、建築基準法第81条第1項及び同第3項の規定により、各委員の互選により選任されることとなっております。まず会長の選任につきまして、自薦、他薦を含めまして、どなたか御発言ございますか。

小山委員	<p>風見委員に会長をお願いしたいと思っております。風見委員はこれまで、会長として宮城県建築審査会の円滑な運営に尽力されてこられました。公正で的確な御判断と、誠意ある取り組みをしていただいております。引き続きぜひ推薦したいと存じます。</p>
課長	<p>ただいま小山委員より、風見委員を会長にとの御意見がございましたが皆様いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
課長	<p>異議なしと御承認いただきましたので、風見委員に会長をお願いすることといたします。それでは風見委員、よろしくお願ひいたします。会長席に御移動ください。</p> <p>風見会長、就任にあたりまして、一言御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま御推薦いただきまして、再び会長という大変重責ではございますが、専門的な見地もございますので、謹んでお受けしたいと思っております。今年3月に宮城大学を退官し、その後、少し楽になるかと思いましたが、全く楽でなく、おかげ様で色々なところから御用命いただきまして、特に大きなプロジェクトがたくさん動いております。この会長職につきましても、もうしばらく貢献させていただこうと思っております。この建築審査会は大変重要な役割がございますので、皆様と共に厳正なる審査を行い、宮城県の建築行政のために頑張りたいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会長ということで、進めさせていただきます。建築審査会は、武田委員が初めてということでございますが、それぞれの立場で、忌憚のない意見をいただきたいと存じます。審査というのは審議と少し違いますが、様々な条件の中で、条件をつけてお返すすることも当然ありますし、行政の方でこうした特別な措置をする場合には、専門家の様々な意見が必要ですので、それぞれの知恵を発揮していただいて、しっかりとした行政の支援ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

それでは、今日は議案が多いのですが、一つにまとまった議案ですので、皆様には積極的な御意見、円滑な議事運営に御協力をお願いしたいと思います。

まず最初の議事ですが、会長代理の選任ということになります。会長代理の選任につきましても、これまでもお務めいただいた角田委員にぜひお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

会 長 それでは、角田委員、よろしく願いいたします。角田委員から就任の挨拶をお願いいたします。

会長代理 微力ではありますが、引き続き会長代理を務めさせていただきますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

<第2～5号議案について>

会 長 続きまして、県知事より4件の諮問がありましたので、第2号から第5号議案について一括して事務局から御説明をお願いします。

事務局 (第2～5号議案について説明)

会 長 それでは、今説明がありましたように、第44条第1項第二号の規定による道路内の建築制限の許可ということになります。説明に対し、御質問ございますか。

武田委員 平面図・立面図の中に、新設点字ブロック断面図というのがあります。これは既存の基礎とも離れた場所にあるので、点字ブロックが今までなかったため新設されるという意味でしょうか。

事務局 今回、既存のバス停留所上屋を撤去した上で新たに造ることになりますので、撤去工事の時に点字ブロックにも影響があり、一旦外さざるを得ないということになります。既存で敷設されていますが、一旦撤去した部分を復旧すると

いう形で図面に載せているものになります。

武田委員　　そうすると、この図面で赤く囲まれた部分（バス停上屋の下）の点字ブロックを一旦外すということでしょうか。

事務局　　撤去する範囲は確認しておりませんでした。最低限で工事すると思いますので、赤く囲まれた範囲ぐらいになるのではないかと考えております。

武田委員　　点字ブロックについて、もう一つ質問があります。この図面で点字ブロックが6枚のパターンと4枚のパターンが読み取れると思います。議案の4ページ（第2号議案）ですと、車道に一番近いところで警告を促す点字ブロックが6枚敷設される予定です。議案の7ページ（第3号議案）の図面ですと、点字の警告ブロックが道路に面した部分で、幅としては2枚、奥行きとして3枚です。議案の10ページ（第4号議案）でも同じく、車道に面した幅としては2枚、奥行き3枚。議案の13ページ（第5号議案）ですと、車道に面したところで点字ブロック3枚、奥行き2枚となっております。この点字ブロックについては、目の不自由な方が共通で認知する、何枚の時はどういう意味だという、設置の基準があるのではないかとしまして、この車道に面して3枚パターンと2枚パターンの理由を質問させていただきたいと思っております。

事務局　　武田委員のおっしゃるとおり、点字ブロックの敷設については、国土交通省がガイドラインを示していたと思います。これがガイドラインに沿った敷設になっているかどうかの確認はしておりませんが、既存のものを復旧することになっていること、道路管理者である富谷市と協議をして設置することとなっていることから、大丈夫ではないかと思っておりますが、富谷市と十分調整をして基準に合ったものとするよう、こちらから申請者へ申し入れたいと思っております。

会長　　点字ブロックの設置基準と、復旧されたものがその基準を満たしているのかという点検は必要ですね。それについては、確認をお願いします。
他にはいかがでしょうか。

佐藤委員 基礎が既設基礎をお使いになるということで、この既設基礎がいつ作られたものなのかは分からないのですが、東日本大震災を経ているかもしれないですし、そちらの安全性はどのようにお考えでしょうか。

事務局 まず、富谷ガーデンシティが造成された平成7年頃にこの上屋が造られているということでしたので、その時から使われているものです。その後、東日本大震災以外にも地震等発生しておりますので、強度の安全性や劣化状況は、掘削した上で、適切なものかどうかを十分確認し施工するよう、こちらから申し伝えたいと思います。

会長 その点についても、確かにしっかり点検いただいた方がいいですね。

武田委員 案内板の表示についても、この審査会として何か意見をつけたり要望を出したりすることはあり得るのでしょうか。

事務局 お申し出があれば検討します。

武田委員 先ほどの質問とも関連するのですが、案内板のところに、歩いて通行する方、あるいは車椅子を利用して通行する方の通行を妨げないように、御協力をお願いするという文面になっていますが、もう一つ、点字ブロックを塞がないようにということです。誘導ブロックは直線に来て、途中で点字の警告ブロックになった時に何かあるなと認知するためのものですので、継続的に白杖で触れて感じ取るべきものです。案内板の表示としては、点字ブロックの上に立ったり物を置いたりして、点字ブロックをお使いの方のブロックからの案内を妨げることがないようにという趣旨の文言を入れていただいた方がいいと思いました。

事務局 御提案いただいた内容について申請者の方に申し伝えます。文面については申請者側に任せる形でよろしいでしょうか。

会 長 | ここまでは意見ということで、申請者に伝えていただくようお願いします。
| 点字ブロックとその乗車待ちスペースとの関係は、武田委員がおっしゃったと
| おり確保されているのでしょうか？
| (説明資料で人の幅) 600mm と (車椅子の幅) 900 (mm) となっていますが、こ
| れでは狭いですよね。(すれ違う時は) ギリギリ避けられているという設定です
| よね。厳しい質問になるかもしれませんが、車椅子で 900 (mm) で通過している
| とき、乗車行列に 900 (mm) の車椅子利用者が来たらどうするのですか。これを
| 考えると、武田委員のおっしゃるとおり、車椅子 900 (mm) を考えた時に、乗車
| 行列も 900 (mm) になるのかという視点がありますよね。そのあたりどのように
| 御検討されているのか質問させていただきます。

事 務 局 | 乗車行列の中に車椅子利用者がいるというのを想定はしていませんでしたが、
| その際には、逆に車道側を車椅子利用者に向けていただくような形で、行列に並
| んでいただく形にすると、少しは余裕ができていくらか有利になるかと思いま
| す。

会 長 | そのような回答をいただけてよかったです。そうでないと通行上支障がある
| かないかの判断が非常に難しくなるので。車椅子が車道側向きだとその待機スペ
| ースに収まるということで、申請者の考えを確認しておく必要はありますよね。
| それに関してですが、実態として先ほどの警察協議と道路管理者協議では問題が
| ないということでしたが、実際の利用の形で、苦情などは本当はないということ
| を確認してほしいですね。

事 務 局 | 今のところそのような話は聞いておりません。

会 長 | そういう意味では、車椅子利用者がそういった事情を話せないような環境にな
| いように、配慮を先にすべきです。そのあたりは審査会の意見としてで構いませ
| んので、しっかりと配慮するよう申し伝えてください。そこの通行上支障がない
| ということが、この許可を与える大事な前提なので、よろしくお願いします。

課長	<p>皆様からいただいた御意見のとおり、今後、高齢社会が一層進展していく中で、車椅子利用も増えるかと思えます。こういった狭く物理的に広げられないところについては、できるだけ譲り合いや、地域が支えるような声掛けをすることを合わせて申請者にも伝えていきたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしくお願ひします。審査の中身と少しずれますが、先日までデンマークに行ってきましたが、やはり交通状況について日本は少し貧困すぎますよね。例えば自動車の専用レーンも含めて、車椅子への対応、これは建築行政から言うべきところもたくさんあると思えますので、それについても今後議論をしていただくよう、バス事業者だけでなく特定行政庁も含めて、そういう意見が出ていたということを申し添えたいと思えます。</p> <p>大事な議論ができました。やはり道路の占有問題というのは、今後、土地利用の変化や、車椅子を含め色々な乗り物がある中で、本当に安全なのか、安全であり通行上支障がないかということ、ここで審査するのは大変重要なことです。それについて、しっかり調べていただき、ここでは議論しませんでした。地元からの意見などもあるかもしれないので、そういったことも今後、このような事例があった時には注視していただきたいと思えます。建築審査会が同意したものについて何か問題が起こるといふのは、最も避けたいことですので、日々変わる歩行状態や交通状態もありますので、そのあたりもしっかり見ていきましょう。</p> <p>それでは、全ての議案について同意するというに異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、全ての議案について同意ということで、進めてまいりたいと思えます。今回で言えば、第3号議案など非常に狭い場所もあります。その（通行上支障の有無の判断が）スレスレの線が出てくるということもよく考えながら、細かく見ていく必要があるかもしれませんね。</p> <p>それでは、議案としては以上ということで、本日の審議事項は終了となります。ありがとうございました。</p>

< 次第3 報告事項 >

会 長 それでは報告事項をお願いします。

事 務 局 報告事項について事務局より説明させていただきます。

まず、令和6年度第1回建築審査会の議案の処理結果について御説明させていただきます。

(前回審査会の処理状況について報告)

次に、宮城県建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

報告事項は、以上になります。

会 長 以上の報告について御質問等がありましたらお願いします。

角田委員 最初の報告（建築基準法第43条第2項第二号の事前同意基準による許可件数）で73件という説明でしたが、資料では71件です。

事 務 局 73件は言い間違いで、資料のとおり71件です。申し訳ありません。

会 長 他にございますか。よろしいですか。それでは御質問がないので終わりたいと思います。その他、お願いいたします。

< 次第4 その他 >

事 務 局 次回の開催日程についてです。次回は令和7年11月11日火曜日の午後3時から、宮城県行政庁舎11階第二会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書で御連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

会 長 その他で皆様、御意見や情報などよろしいでしょうか。それでは私の方から2点ほど。

1点目は、10月に和歌山県で全国建築審査会長会議が開かれ、私も行ってまいります。全国の建築審査会長や担当者など、1000人規模の参加があります。今年には宮城県から復興に伴う震災遺構の事例を話すようにと依頼がありました。担当者の方が今、資料準備をしてくれています。前は石川県の事例でしたが、今回も石川県と熊本県と神戸市という形で震災関連の事例が揃っています。宮城県としてもしっかりどのような貢献をしてきたのか、新しい震災遺構に関するガイドラインができたのは宮城県の事例が貢献した事例となっていますから、そんなことも含めて報告してまいりたいと思います。また次回審査会で、状況を報告できることがあればお伝えいたします。

また、この会から少し外れますが、9月12日の午後1時半から、私が支部長を務めている日本計画行政学会の全国大会を宮城大学で行います。そこで、私が会長を務めているとうほくPPP・PFI協会と合同で、第22回目の地域活性PFIフォーラムということでシンポジウムを行います。地方創生2.0ということで大和町の浅野町長をお招きます。事例報告の中には宮城県建築センターの理事長の三浦さんが登壇し、事例を発表します。新しい官民連携でまちづくりをどうしていくかということの議論がそこでなされると思います。それ以外に深松組の深松社長に事例を報告いただくようお願いしております。皆様もお忙しいと思いますが、もしお時間があれば、私もパネルディスカッションにも登壇しますので、御参加いただけたらと思います。急な御案内で恐縮ですが、これからの東北として、全国の方が集まる全国大会ですが、地元の方にもということで公開シンポジウムにしましたので、よろしければ御覧ください。

次の審査会は11月に予定されているようでしたので、引き続きよろしくお願います。

事務局 先ほど御質問いただいた点字ブロックの件で、補足で御説明させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど国土交通省のガイドラインで決めていると御説明しましたが、国土交通省の道路のガイドラインでは、バスの乗降口の警告ブロックは2枚以上設置するとなっておりますので、今回の議案は適合しているということになります。それとは別になりますが、仙台市で作っている「人にやさしいまちづくり条例」や、宮城県の

「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」でも同じように点字ブロックの設置について決めています。仙台市の方では同じように2枚以上と決めております。宮城県の方では設置しなさいということだけを決めており、具体的な枚数までは決めていないので、今回、御説明させていただいた4件については全て適合している状況にあります。

会 長 そのあたりの基準のばらつきをしっかりと整理していきたいですね。ありがとうございました。それでは、以上で審議を終わりたいと思います。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

< 次第5 閉会 >

事務局 これをもちまして、令和7年度第1回宮城県建築審査会を終了したいと思います。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。